

| 川内原子力発電所 審査資料 | |
|---------------|---------------------|
| 資料番号 | S F - 1 (改 0) |
| 提出年月日 | 2 0 2 4 年 2 月 2 9 日 |

川内原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉

設置許可基準規則への適合性について
(SFP 共用化)

2 0 2 4 年 2 月

九州電力株式会社

本資料においては、SFP 共用化について、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下「設置許可基準規則」という。）への適合方針を説明する。

【補足説明資料】

資料 1 資料 1 川内原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉 SFP 共用化に係る設置許可基準規則への適合性について

川内原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉

使用済燃料ピット共用化に係る
設置許可基準規則の関係性について

使用済燃料ピット共用化について「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成 25 年 6 月 28 日制定）（以下、「設置許可基準規則」という。）に適合するように設計する。

使用済燃料ピット共用化に関する設置許可基準規則の整理を第 1 表に示す。

設置許可本文の変更箇所に該当する条文は次のとおり。

- ・第十二条 安全施設
- ・第十六条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設
- ・第三十七条 重大事故等の拡大防止等

本申請では、これらの条文に対する適合性確認を実施する。

第1表 使用済燃料ピット共用化に関する設置許可基準規則

凡例

| | |
|---|---|
| ● | 本申請の適用条文のうち、今回の申請の中で適合性を説明する必要があるもの |
| ○ | 本申請の適用条文であるが、既許可の設計方針にて申請対象設備の適合性を確認できるもの |
| × | 申請対象設備と関係性がないもの |

| 条文 (設置許可基準) | | 項 | 号 | 関係性 | 設計方針 | |
|----------------|-------------|---|---|-----|---|--|
| 第1条 | 適用範囲 | | | × | | |
| 第2条 | 定義 | | | × | | |
| 第3条 | 設計基準対象施設の地盤 | 1 | - | ○ | 本条文の適用を受けるが、設備は変更しないことから設計基準対象施設の地盤に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。 | |
| | | 2 | - | ○ | | |
| | | 3 | - | ○ | | |
| 第4条 | 地震による損傷の防止 | 1 | - | ○ | 関連する条文であるが、設備は変更しないことから、地震による損傷の防止に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。 | |
| | | 2 | - | ○ | | |
| | | 3 | - | ○ | | |
| | | 4 | - | ○ | | |
| | | 5 | - | × | 第5項は燃料被覆材への要求であることから、関係しない。 | |
| | | 6 | 1 | | × | 第6,7項は兼用キャスク及びその周辺施設への要求であることから、関係しない。 |
| | | | 2 | | × | |
| 7 | - | × | | | | |
| 第5条 | 津波による損傷の防止 | 1 | - | ○ | 関連する条文であるが、設備は変更しないことから、津波による損傷の防止に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。 | |
| | | 2 | 1 | | × | 第2項は兼用キャスク及びその周辺施設への要求であることから、関係しない。 |
| | | | 2 | | × | |

| 条文 (設置許可基準) | | 項 | 号 | 関係性 | 設計方針 | |
|----------------|-----------------------|---|---|-----|---|--------------------------------|
| 第6条 | 外部からの衝撃による損傷の防止 | 1 | - | ○ | 関連する条文であるが、設備は変更しないことから、外部からの衝撃による損傷の防止に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。 | |
| | | 2 | - | ○ | | |
| | | 3 | - | ○ | | |
| | | 4 | 1 | | × | 第4～7項は兼用キャスクへの要求であることから、関係しない。 |
| | | | 2 | | × | |
| | | 5 | - | × | | |
| | | 6 | 1 | | × | |
| 2 | | | × | | | |
| 7 | - | × | | | | |
| 第7条 | 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止 | - | - | ○ | 関連する条文であるが、設備は変更しないことから、人の不法な侵入の防止に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。 | |
| 第8条 | 火災による損傷の防止 | 1 | - | ○ | 関連する条文であるが、設備に変更はないことから、火災による損傷の防止に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。 | |
| | | 2 | - | × | 第2項は消火設備への要求であることから、関係しない。 | |
| 第9条 | 溢水による損傷の防止等 | 1 | - | ○ | 関連する条文であるが、設備は変更しないことから、溢水による損傷の防止に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。 | |
| | | 2 | - | ○ | | |
| 第10条 | 誤操作の防止 | | | × | 誤操作の防止に係る要求であり、本条文の適用を受けないことから対象外とする。 | |
| 第11条 | 安全避難通路等 | 1 | 1 | ○ | 関連する条文であるが、設備に変更はないことから、安全避難通路等に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。 | |
| | | | 2 | ○ | | |
| | | | 3 | ○ | | |
| 第12条 | 安全施設 | 1 | - | ○ | 第1～6項について、関連する条文であるが、設備に変更はないことから、安全施設に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。 | |
| | | 2 | - | ○ | | |
| | | 3 | - | ○ | | |
| | | 4 | - | ○ | | |
| | | 5 | - | ○ | | |
| | | 6 | - | ○ | | |
| | | 7 | - | ● | 燃料取扱棟内の燃料取扱設備の一部、使用済燃料貯蔵設備の一部及び使用済燃料ピット水浄化冷却設備は1号及び2号炉共用とするが、共用により発電用原子炉施設の安全性を損なうことのない設計とする。 | |

| 条文 (設置許可基準) | | 項 | 号 | 関係性 | 設計方針 | |
|----------------|---------------------------|---|---|-----|--|---|
| 第13条 | 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止 | | | × | 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止に係る要求であり、本条文の適用を受けないことから対象外とする。 | |
| 第14条 | 全交流動力電源喪失対策設備 | - | - | × | 全交流動力電源喪失対策設備に係る要求であり、本条文の適用を受けないことから対象外とする。 | |
| 第15条 | 炉心等 | | | × | 炉心等に係る要求であり、本条文の適用を受けないことから対象外とする。 | |
| 第16条 | 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 | 1 | 1 | ○ | 関連する条文であるが、使用済燃料取扱設備及び貯蔵設備に変更はないことから、安全施設に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。 | |
| | | | 2 | ○ | | |
| | | | 3 | ● | | 燃料体等の取扱施設を1号及び2号炉共用とすることから、取扱施設が他号炉の使用済燃料を取り扱うにあたって崩壊熱により燃料体等が溶融しない設計とする。 |
| | | | 4 | ○ | | |
| | | | 5 | ○ | | |
| | | 2 | 1 | ○ | 使用済燃料貯蔵施設は共用化に伴い使用済燃料ピットの熱負荷が変更となるが、貯蔵された使用済燃料が崩壊熱により溶融しないものであって、最終ヒートシンクへ熱を輸送できる設備及びその浄化系を有する設計とする。 | |
| | | | 2 | ● | | |
| | | 3 | 1 | ○ | 関連する条文であるが、使用済燃料取扱設備及び貯蔵設備に変更はないことから、安全施設に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。 | |
| | | | 2 | ○ | | |
| | | | 3 | ○ | | |
| 4 | 1 | ○ | 関連する条文であるが、使用済燃料取扱設備及び貯蔵設備に変更はないことから、安全施設に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。 | | | |
| | 2 | ○ | | | | |
| | 3 | ○ | | | | |
| 第17条 | 原子炉冷却材圧力バウンダリ | | | × | 原子炉冷却材圧力バウンダリに係る要求であり、本条文の適用を受けないことから対象外とする。 | |
| 第18条 | 蒸気タービン | | | × | 蒸気タービンに係る要求であり、本条文の適用を受けないことから対象外とする。 | |
| 第19条 | 非常用炉心冷却設備 | | | × | 非常用炉心冷却設備に係る要求であり、本条文の適用を受けないことから対象外とする。 | |
| 第20条 | 一次冷却材の減少分を補給する設備 | - | - | × | 一次冷却材を補給する設備に係る要求であり、本条文の適用を受けないことから対象外とする。 | |
| 第21条 | 残留熱を除去することができる設備 | - | - | × | 残留熱を除去する設備に係る要求であり、本条文の適用を受けないことから対象外とする。 | |
| 第22条 | 最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備 | | | × | 最終ヒートシンクへ熱を輸送する設備に係る要求であり、本条文の適用を受けないことから対象外とする。。 | |
| 第23条 | 計測制御系統施設 | | | × | 計測制御系統施設に係る要求であり、本条文の適用を受けないことから対象外とする。 | |

| 条文 (設置許可基準) | | 項 | 号 | 関係性 | 設計方針 |
|----------------|--------------------|---|---|-----|---|
| 第24条 | 安全保護回路 | | | × | 安全保護系への要求であるため、適用条文に該当しない。 |
| 第25条 | 反応度制御系統及び原子炉停止系統 | | | × | 反応度制御系統及び原子炉停止系統に係る要求であり、本条文の適用を受けないことから対象外とする。 |
| 第26条 | 原子炉制御室等 | | | × | 原子炉制御室等に係る要求であり、本条文の適用を受けないことから対象外とする。 |
| 第27条 | 放射性廃棄物の処理施設 | | | × | 放射性廃棄物の処理施設に係る要求であり、本条文の適用を受けないことから対象外とする。 |
| 第28条 | 放射性廃棄物の貯蔵施設 | | | × | 放射性廃棄物の貯蔵施設に係る要求であり、本条文の適用を受けないことから対象外とする。 |
| 第29条 | 工場等周辺における直接線等からの防護 | - | - | × | 工場等周辺における直接線等からの防護に係る要求であり、本条文の適用を受けないことから対象外とする。 |
| 第30条 | 放射線からの放射線業務従事者の防護 | | | × | 放射線からの放射線業務従事者の防護に係る要求であり、本条文の適用を受けないことから対象外とする。 |
| 第31条 | 監視設備 | - | - | × | 監視設備に係る要求であり、本条文の適用を受けないことから対象外とする。 |
| 第32条 | 原子炉格納施設 | | | × | 原子炉格納施設に係る要求であり、本条文の適用を受けないことから対象外とする。 |
| 第33条 | 保安電源設備 | | | × | 保安電源設備に係る要求であり、本条文の適用を受けないことから対象外とする。 |
| 第34条 | 緊急時対策所 | | | × | 緊急時対策所に係る要求であり、本条文の適用を受けないことから対象外とする。 |
| 第35条 | 通信連絡設備 | | | × | 通信連絡設備に係る要求であり、本条文の適用を受けないことから対象外とする。 |
| 第36条 | 補助ボイラー | | | × | 補助ボイラーに係る要求であり、本条文の適用を受けないことから対象外とする。 |

| 条文 (設置許可基準) | | 項 | 号 | 関係性 | 設計方針 |
|----------------|--------------|---|---|-----|--|
| 第37条 | 重大事故等の拡大の防止等 | 1 | - | × | 炉心の著しい損傷の防止に係る要求であり、本条文の適用を受けないことから対象外とする。 |
| | | 2 | - | × | 原子炉格納容器の破損の防止に係る要求であり、本条文の適用を受けないことから対象外とする。 |
| | | 3 | - | ● | 使用済燃料貯蔵施設は共用化に伴い使用済燃料ピットの熱負荷が変更となることから、使用済燃料ピット内に貯蔵されている燃料体等の著しい損傷を防止するために必要な措置を講じる設計とする。 |
| | | 4 | - | × | 原子炉停止中における発電用原子炉内の燃料体の著しい損傷の防止に係る要求であり、本条文の適用を受けないことから対象外とする。 |
| 第38条 | 重大事故等対処施設の地盤 | 1 | 1 | ○ | 常設耐震重要重大事故防止設備に適用されるものであり、関連する条文であるが、設備は変更しないことから、重大事故等対処施設の地盤に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。 |
| | | | 2 | × | 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備に適用されるものであるため対象外とする。 |
| | | | 3 | ○ | 常設重大事故緩和設備に適用されるものであり、関連する条文であるが、設備は変更しないことから、重大事故等対処施設の地盤に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。 |
| | | | 4 | × | 特定重大事故等対処施設に適用されるものであるため対象外とする。 |
| | | 2 | - | ○ | 重大事故等対処施設に適用されるものであり、関連する条文であるが、設備は変更しないことから、重大事故等対処施設の地盤に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。 |
| | | 3 | - | ○ | 重大事故等対処施設に適用されるものであり、関連する条文であるが、設備は変更しないことから、重大事故等対処施設の地盤に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。 |
| 第39条 | 地震による損傷の防止 | 1 | 1 | ○ | 常設耐震重要重大事故防止設備に適用されるものであり、関連する条文であるが、設備は変更しないことから、重大事故等対処施設の地盤に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。 |
| | | | 2 | × | 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備に適用されるものであるため対象外とする。 |
| | | | 3 | ○ | 常設重大事故緩和設備に適用されるものであり、関連する条文であるが、設備は変更しないことから、重大事故等対処施設の地盤に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。 |
| | | | 4 | × | 特定重大事故等対処施設に適用されるものであるため対象外とする。 |
| | | 2 | - | ○ | 重大事故等対処施設に適用されるものであり、関連する条文であるが、設備は変更しないことから、重大事故等対処施設の地盤に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。 |
| 第40条 | 津波による損傷の防止 | - | - | ○ | 重大事故等対処施設に適用されるものであり、関連する条文であるが、設備は変更しないことから、重大事故等対処施設の地盤に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。 |
| 第41条 | 火災による損傷の防止 | - | - | ○ | 重大事故等対処施設に適用されるものであり、関連する条文であるが、設備は変更しないことから、重大事故等対処施設の地盤に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。 |

| 条文 (設置許可基準) | | 項 | 号 | 関係性 | 設計方針 | |
|----------------|-----------------------------------|---|---|-----|---|---|
| 第42条 | 特定重大事故等対処施設 | | | × | 特定重大事故等対処施設に係る要求であり、本条文の適用を受けないことから対象外とする。 | |
| 第43条 | 重大事故等対処設備 | 1 | 1 | ○ | 重大事故等対処設備、常設重大事故等対処設備に適用されるものであり、関連する条文であるが、設備は変更しないことから、重大事故等対処施設の地盤に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えるものではない。 | |
| | | | 2 | ○ | | |
| | | | 3 | ○ | | |
| | | | 4 | ○ | | |
| | | | 5 | ○ | | |
| | | | 6 | ○ | | |
| | | 2 | 1 | ○ | | |
| | | | 2 | ○ | | |
| | | | 3 | ○ | | |
| | | 3 | 1 | × | | 可搬型重大事故等対処設備に係る要求であり、本条文の適用を受けないことから対象外とする。 |
| | | | 2 | × | | |
| | | | 3 | × | | |
| | | | 4 | × | | |
| 5 | × | | | | | |
| 6 | × | | | | | |
| 7 | × | | | | | |
| 第44条 | 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 | - | - | × | 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備に係る要求であり、本条文の適用を受けないことから対象外とする。 | |
| 第45条 | 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 | - | - | × | 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備に係る要求であり、本条文の適用を受けないことから対象外とする。 | |
| 第46条 | 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 | - | - | × | 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備に係る要求であり、本条文の適用を受けないことから対象外とする。 | |
| 第47条 | 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 | - | - | × | 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備に係る要求であり、本条文の適用を受けないことから対象外とする。 | |
| 第48条 | 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 | - | - | × | 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備に係る要求であり、本条文の適用を受けないことから対象外とする。 | |
| 第49条 | 原子炉格納容器内の冷却等のための設備 | | | × | 原子炉格納容器内の冷却等のための設備に係る要求であり、本条文の適用を受けないことから対象外とする。 | |

| 条文 (設置許可基準) | | 項 | 号 | 関係性 | 設計方針 |
|----------------|-----------------------------|---|---|-----|--|
| 第50条 | 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備 | | | × | 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備に係る要求であり、本条文の適用を受けないことから対象外とする。 |
| 第51条 | 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備 | - | - | × | 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備に係る要求であり、本条文の適用を受けないことから対象外とする。 |
| 第52条 | 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 | - | - | × | 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備に係る要求であり、本条文の適用を受けないことから対象外とする。 |
| 第53条 | 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 | - | - | × | 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備に係る要求であり、本条文の適用を受けないことから対象外とする。 |
| 第54条 | 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備 | 1 | - | ○ | 関連する条文であるが、蔵設備に変更はないことから、安全施設に係る既設置許可の基準適合性確認結果に影響を与えない。 |
| | | 2 | - | ○ | |
| 第55条 | 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 | - | - | × | 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に係る要求であり、本条文の適用を受けないことから対象外とする。 |
| 第56条 | 重大事故等の収束に必要な水の供給設備 | - | - | × | 重大事故等の収束に必要な水の供給設備に係る要求であり、本条文の適用を受けないことから対象外とする。 |
| 第57条 | 電源設備 | | | × | 電源設備に係る要求であり、本条文の適用を受けないことから対象外とする。 |
| 第58条 | 計装設備 | - | - | × | 計装設備に係る要求であり、本条文の適用を受けないことから対象外とする。 |
| 第59条 | 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備 | - | - | × | 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備に係る要求であり、本条文の適用を受けないことから対象外とする。 |
| 第60条 | 監視測定設備 | | | × | 監視測定設備に係る要求であり、本条文の適用を受けないことから対象外とする。 |
| 第61条 | 緊急時対策所 | | | × | 緊急時対策所に係る要求であり、本条文の適用を受けないことから対象外とする。 |
| 第62条 | 通信連絡を行うために必要な設備 | - | - | × | 通信連絡を行うために必要な設備に係る要求であり、本条文の適用を受けないことから対象外とする。 |

参考資料目次

- 参考資料 1 設置許可基準規則第 1 2 条（安全施設）への適合性について
- 参考資料 2 設置許可基準規則第 1 6 条（燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設）への適合性について
- 参考資料 3 設置許可基準規則第 3 7 条（重大事故等の拡大防止等）への適合性について

設置許可基準規則第 12 条（安全施設）への適合性について

1. 概要

本資料は、川内原子力発電所において、使用済燃料ピット共用化を実施することから、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下「設置許可基準規則」という。）等に従い、「安全施設」に対する設計方針及び適合性についてまとめたものである。

第十二条 安全施設

安全施設（重要安全施設を除く。）は、二以上の発電用原子炉施設と共用し、又は相互に接続する場合には、発電用原子炉施設の安全性を損なわないものでなければならない。

適合のための設計方針

燃料取扱棟内の燃料取扱設備の一部、使用済燃料貯蔵設備の一部及び使用済燃料ピット水浄化冷却設備は1号及び2号炉共用とするが、共用により発電用原子炉施設の安全性を損なうことのない設計とする。共用する設備は以下のとおりである。

- a. 使用済燃料ピット
- b. 使用済燃料ラック
- c. 破損燃料保管容器ラック
- d. 使用済燃料ピット水浄化冷却設備
- e. 除染場ピット
- f. 燃料取替チャンネル
- g. 使用済燃料ピットクレーン
- h. 燃料取扱建屋クレーン

設置許可基準規則第 16 条（燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設）への適合性について

1. 概要

本資料は、川内原子力発電所において、使用済燃料ピット共用化を実施することから、「実用発電用原子炉及びその付属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下「設置許可基準規則」という。）等に従い、「燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設」に対する設計方針及び適合性についてまとめたものである。

第十六条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設

1. 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、通常運転時に使用する燃料体又は使用済燃料（以下この条において「燃料体等」という。）の取扱施設（安全施設に係るものに限る。）を設けなければならない。

三 崩壊熱により燃料体等が溶融しないものとする事。

2. 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、燃料体等の貯蔵施設（安全施設に属するものに限る。以下この項において同じ。）を設けなければならない。

二 使用済燃料の貯蔵施設（キャスクを除く。）にあつては、前号に掲げるもののほか、次に掲げるものである事。

ロ 貯蔵された使用済燃料が崩壊熱により溶融しないものであつて、最終ヒートシンクへ熱を輸送できる設備及びその浄化系を有するものとする事。

適合のための設計方針

1 について

燃料取扱建屋内の燃料体等の取扱設備（一部1号及び2号炉共用、既設）は、下記事項を考慮した設計とする。

三 燃料体等（新燃料を除く。）の移送は、全て水中で行い、崩壊熱により溶融しない設計とする。

2 について

二 燃料取扱建屋内の燃料体等の使用済燃料の貯蔵施設（一部1号及び2号炉共用、既設）は以下のように設計する。

ロ 使用済燃料の貯蔵設備は、使用済燃料ピット水浄化冷却設備を有する設計とする。使用済燃料ピット水浄化冷却設備は、使用済燃料ピット水を冷却して、使用済燃料ピットに貯蔵した使用済燃料からの崩壊熱を十分除去できる設計とする。使用済燃料ピット水浄化冷却設備で除去した熱は、原子炉補機冷却水設備及び原子炉補機冷却海水設備を経て最終的な熱の逃がし場である海へ輸送できる設計とする。

また、浄化系は、使用済燃料ピット水を適切な水質に維持できる設計とする

設置許可基準規則第 37 条（重大事故等の拡大防止等）への適合性について

1. 概要

本資料は、川内原子力発電所において、使用済燃料ピット共用化を実施することから、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下「設置許可基準規則」という。）等に従い、「重大事故等の拡大防止等」に対する設計方針及び適合性についてまとめたものである。

第三十七条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設

3 発電用原子炉施設は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、使用済燃料貯蔵槽内の燃料体又は使用済燃料（以下「貯蔵槽内燃料体等」という。）の著しい損傷を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。

適合のための設計方針

重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、想定した事故に対して、使用済燃料ピット内に貯蔵されている燃料体等の著しい損傷を防止するために必要な措置を講じる設計とする。